

東備西播定住自立圏域 J R 利用促進協議会規約

(目的)

第 1 条 東備西播定住自立圏域を運行する J R 山陽本線及び J R 赤穂線（以下「J R 両線」という。）の利用を促進し、交流人口及び関係人口の拡大による圏域の地域経済の活性化及び J R 両線の永続的な発展を図るため、東備西播定住自立圏域 J R 利用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) J R 両線の利用啓発及び利用促進に関すること。
- (2) J R 両線沿線の地域経済の活性化に関すること。
- (3) J R 両線の利便性向上に関すること。
- (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的に賛同するものをもって組織する。

(役員)

第 4 条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 理 事 若干名

(役員の選任方法)

第 5 条 会長、副会長、理事は、総会において選出する。

(役員の任期)

第 6 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第 7 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、会長を補佐して、会務を執行する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 会議は、必要に応じて会員及び事務局以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、赤穂市役所内に置く。

(経費)

第10条 協議会の経費は、東備西播定住自立圏形成推進協議会共生ビジョンのJR利便性向上事業予算をもって充てる。

(その他)

第11条 この規約に定めるものを除くほか、協議会に必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

付 則

この規約は、令和4年3月22日から施行する。